

株 主 各 位

東京都町田市旭町一丁目25番10号

株式会社アバールデータ

代表取締役社長 菊 地 豊

第62期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第62期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年6月24日（木曜日）午前10時

2. 場 所 東京都町田市原町田三丁目2番9号
レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間
(末尾の会場ご案内図をご参照ください。)

3. 目的事項

報 告 事 項 第62期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）
事業報告および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

以 上

- ~~~~~
1. 株主総会参考書類並びに事業報告および計算書類に修正をすべき事情が生じた場合は、インターネットの当社ウェブサイト（<https://www.avaldata.co.jp>）において、修正後の事項を掲載させていただきます。

2. 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
3. 新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会終了後に開催していただいた株主様との株主懇親会および株主総会にご出席の株主様へのお土産は取り止めとさせていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会へのご出席に際しましては、株主総会開催日時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用などの感染予防にご配慮賜りますようお願い申し上げます。また、株主総会会場において、株主様の安全に配慮した感染防止の措置を講じますので、ご協力賜りますようお願い申し上げます。

【議決権の行使についてのご案内】

1. 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに到着するようご返送ください。

議案に対する賛否の表示がない時は、賛成の意思表示をされたものとしてお取り扱いいたします。

2. インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、「インターネットによる議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までに行使してください。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますようお願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス ウェブ行使 <https://www.web54.net>

2. 議決権行使の方法について

（1）パソコンをご利用の方

上記アドレスにアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

（2）スマートフォンをご利用の方

同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要のスマートフォン用議決権行使ウェブサイトから議決権を行使できます。なお、一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力いただく必要があります。

3. 議決権行使のお取扱いについて

（1）議決権の行使期限は、2021年6月23日（水曜日）午後5時45分までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。

- (2) 書面とインターネットにより、重複して議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
 - (3) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
 - (4) パソコンやスマートフォンのインターネットのご利用環境等によっては、議決権行使ウェブサイトがご利用できない場合があります。
4. パスワードおよび議決権行使コードのお取扱いについて
- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
 - (2) パスワードは、一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
 - (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。
5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について
- (1) 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～21:00)
 - (2) 其他のご照会は、以下のお問い合わせ先にお願いいたします。
 - ① 証券会社に口座をお持ちの株主様
証券会社に口座をお持ちの株主様は、お取引の証券会社あてにお問い合わせください。
 - ② 証券会社に口座のない株主様（特別口座の株主様）
三井住友信託銀行 証券代行部
[電話] 0120 (782) 031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事 業 報 告

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行が続くなか、経済活動や社会生活全般に大きな影響を及ぼしており、依然として大変厳しい状況が続いております。

当社に関連深い半導体製造装置市場は、データセンター需要の増加等を背景に大手半導体メーカーの設備投資が継続し、順調に推移しております。

このような経営環境のもと、当社は、新型コロナウイルス感染防止対策を徹底し、顧客満足度の更なる向上のために、市場ニーズを先取りした新製品の投入によるお客様の装置の競争力向上と安定供給に取り組みました。

この結果、当事業年度における売上高は8,537百万円（前事業年度比9.1%増）、営業利益は1,759百万円（前事業年度比19.9%増）、経常利益は1,835百万円（前事業年度比20.5%増）、当期純利益は1,358百万円（前事業年度比22.6%増）となりました。

当社は、事業内容を2つの報告セグメントに分けております。当事業年度におけるセグメント別の状況は次のとおりであります。

① 受託製品

当該セグメントは、半導体製造装置関連、産業用制御機器および計測機器の開発・製造・販売を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、半導体製造装置関連におきましては、大手半導体メーカーの設備投資が順調に推移しており、また、産業用制御機器の一部顧客に落ち込みが見られましたが、従来顧客の安定的な需要に支えられた結果、計測機器を含め受託製品全般において順調に推移いたしました。

この結果、売上高は4,793百万円（前事業年度比10.6%増）、セグメント利益（営業利益）は823百万円（前事業年度比25.0%増）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ) 半導体製造装置関連

当該品目は、半導体製造装置の制御部を提供しております。大手半導体メーカーの一部で生産調整が見られましたが、NANDフラッシュメモリなどが堅調だったことにより、売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は3,801百万円（前事業年度比20.7%増）となりました。

ロ) 産業用制御機器

当該品目は、各種の産業用装置、社会インフラ関連の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。新規顧客の売上貢献がございましたが、産業用検査装置で一部落ち込みが見られたことにより、売上高は減少いたしました。

この結果、売上高は681百万円（前事業年度比23.6%減）となりました。

ハ) 計測機器

当該品目は、各種計測機器のコントローラ、通信機器の制御部の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。従来顧客の受注が回復したことにより、売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は310百万円（前事業年度比6.1%増）となりました。

② 自社製品

当該セグメントは、組込みモジュール、画像処理モジュールおよび計測通信機器の開発・製造・販売と、自社製品関連商品の販売を行っております。新型コロナウイルス感染症の影響は軽微であり、全般的な産業用装置における設備投資は、堅調に推移いたしました。

この結果、売上高は3,743百万円（前事業年度比7.4%増）、セグメント利益（営業利益）は1,449百万円（前事業年度比13.6%増）となりました。

当該セグメントの品目別売上の状況は次のとおりであります。

イ) 組込みモジュール

当該品目は、半導体製造装置、医療機器関連、FA全般、電力・通信関連向けに提供しております。医療機器関連および電力・通信機器関連向けの受注が堅調に推移しておりますが、一部顧客の需要が落ち込んだ結果、売上高は減少いたしました。

この結果、売上高は413百万円（前事業年度比7.0%減）となりました。

ロ) 画像処理モジュール

当該品目は、FA全般、各種検査装置、液晶関連機器に提供しております。各種検査装置においては積極的な新製品開発の推進に加え、検査工程の自動化ニーズの高まりから高水準で推移しておりますが、顧客需要の横ばい傾向が改善し、売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は1,446百万円（前事業年度比1.8%増）となりました。

ハ) 計測通信機器

当該品目は、超高速シリアル通信モジュール「GiGA CHANNEL」シリーズを提供しております。「GiGA CHANNEL」シリーズ関連の検査装置向けの受注が拡大し、売上高は増加いたしました。

この結果、売上高は1,728百万円（前事業年度比19.6%増）となりました。

二) 自社製品関連商品

当該品目は、自社製品の販売促進とシステム販売による高付加価値化を図るため、ソフトウェアおよび付属の周辺機器を提供しております。自社製品関連商品は、自社製品全般同様堅調に推移しておりますが、周辺機器等の需要が伸び悩んだ結果、売上高は前事業年度比では減少いたしました。

この結果、売上高は155百万円（前事業年度比11.8%減）となりました。

(2) 設備投資の状況

当事業年度は、長期的に成長が期待できる分野への展開並びに製品の信頼性向上を目的とした設備を中心に設備投資を継続的に実施しております。また、省エネルギー並びに環境対応等を目的とした設備投資を実施しております。この結果、総額 45百万円の設備投資を実施いたしました。

その内訳は、建物関係 26百万円、機械装置 1百万円、工具・器具及び備品 11百万円、ソフトウェア 5百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社が対処すべき課題としましては、以下を考えております。

① 市場（顧客）の多角化

当社の主要市場（顧客）は受託製品、自社製品ともに、半導体製造装置分野、産業用制御機器分野、計測機器分野およびメディカル分野であります。これらの市場（顧客）の深堀は勿論のこと、中長期的には新たな市場（顧客）開拓を行い、半導体製造装置業界特有の急激な需要変動による売上変動の回避と更なる成長路線の確立を推進してまいります。

② 製品開発の差別化と新たな分野の製品開発

自社製品は現在、MPUモジュールを主にした「組込みモジュール」、「画像処理モジュール」、「計測通信機器」の3種類の主要製品群を開発しております。それらの更なる差別化を図る製品開発を行うために、コア技術のLSI化（IP化）、非可視光カメラ、画像・計測ソフトウェアを更に推進しております。同時に中長期的には新たな分野を視野に入れて製品開発を推進してまいります。

③ 顧客ニーズを満足する生産体制の更なる充実、新ビジネスモデル生産体制の構築

当社の生産状況は、半導体製造装置特有の急激な需要変動を背景にし、加えて多機種変量生産であります。そのような状況下で、市場（顧客）からのコストダウン、生産リードタイム短縮、品質向上および環境負荷削減の要求へ応えるために、継続的な設備投資と戦略購買による部材確保、安定生産を推進してまいります。また医療機器製造、精密調整、BTO（Build to Order）生産等の生産体制の構築を進めてまいります。

④ 企業の社会的責任（CSR）の推進

当社は会社法等が求める内部統制体制の整備について、業務の有効性と効率性、財務報告の信頼性および関連法令の準拠性の確保のために積極的な取り組みを行っており、今後とも業務の適正性の確保に注力いたします。ステークホルダーに対しては、迅速で公正・公平な情報公開やIR活動の一層の充実により経営の透明性を高めてまいります。

また地球環境保全のために、RoHS指令はもとよりREACH規則への対応の製品開発・製造をはじめ、環境への影響を配慮した社内外の各種活動を推進いたします。

そして社会貢献活動については、環境保全活動やボランティア活動を通じて地域社会との交流を行い、自然災害復旧活動への支援などを充実してまいります。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分 \ 年 度	第59期 (2017 年4月1日 2018 年3月31日)	第60期 (2018 年4月1日 2019 年3月31日)	第61期 (2019 年4月1日 2020 年3月31日)	第62期 (2020 年4月1日 2021 年3月31日)
売 上 高 (千円)	7,081,577	7,699,368	7,821,705	8,537,004
経 常 利 益 (千円)	1,718,506	1,595,334	1,523,740	1,835,961
当 期 純 利 益 (千円)	1,994,639	1,091,473	1,108,147	1,358,178
1 株 当 た り 当 期 純 利 益 (円)	328.12	179.03	181.26	221.69
総 資 産 額 (千円)	12,130,819	13,093,197	14,824,401	20,227,214
純 資 産 額 (千円)	9,641,384	10,787,460	11,988,383	15,936,155

(注) 『「税効果会計に係る会計基準」の一部改正』（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を第60期から適用しており、第59期に係る財産および損益の状況の推移については、当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

(6) 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

当社は、産業用電子機器の開発・製造・販売および仕入販売が主な事業であり、主要製品は次のとおりであります。

区 分	概 要	製 品
(受 託 製 品) [半 導 体 製 造 装 置 関 連]	自社製品の技術資産を応用して、半導体製造装置に対応した特注制御装置の開発・製造を行っております。	<組込みモジュール> ACPシリーズ APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ AVMEシリーズ <サポートOS> VxWorks Linux ITRON Windows (ドライバ作成)
(受 託 製 品) [産 業 用 制 御 機 器]	自社製品の技術資産を応用して、産業用ロボット、NC工作機械、部品実装機、分析機器等広範囲の分野へ特注制御装置の開発・製造を行いカスタマイズ製品として提供しております。	
(受 託 製 品) [計 測 機 器]	自社製品の技術資産を応用して、特注の各種計測器のコントローラ、通信機器の特注製品の開発・製造を行い特機製品として提供しております。	
(自 社 製 品) [組 込 み モ ジ ュ ー ル]	Compact PCIバスをベースにした高性能MPUモジュールを中核に、ロボット制御分野、部品実装機分野、半導体製造装置分野等の各種産業用装置およびネットワーク制御分野へ最適化されたシステム構築を支援する「Compact PCIモジュール」、「PCIモジュール」、「PMCメザニンモジュール」やCompact PCIバスより格段に高速なシリアル伝送路のPCI Expressバスを採用した製品を提供しております。 更に、アナログ信号を取り扱う、超高速サンプリング可能なアナログ入力モジュール群やアナログ出力モジュール群も提供しております。 また、従来からの需要に応じて、MPUモジュールを中核にして、画像処理、通信、各種インターフェースなどの「VMEモジュール」も提供しております。 そして、これらのハードウェアを支援するソフトウェアとして、各種のリアルタイムOSのサポートをしております。	

区 分	概 要	製 品
(自 社 製 品) 〔画像処理モジュール〕	パソコンをベースに画像処理装置を開発されるお客様向けにPCIバス、PCI Expressバスといった高速システムバスをベースにした各種画像処理モジュール群、カメラインターフェースモジュール群、そのハードウェアを支援するユーティリティ・ソフトウェア、3次元形状測定ソフトウェアを提供しております。 また、パソコン機能を内蔵した画像処理装置「ASIシリーズ」、画像処理部にCCD、C-MOSイメージセンサーをも内蔵したインテリジェントラインセンサカメラ「ALIシリーズ」、近赤外線カメラ「ABA/ABLシリーズ」など、お客様の課題を解決するソリューションを、各種産業用機器、医療機器、ITSおよび検査測定機器分野に提供しております。	<画像処理モジュール> APCシリーズ ACPシリーズ PSMシリーズ APXシリーズ <画像処理装置> ASIシリーズ <インテリジェントラインセンサカメラ> ALIシリーズ <近赤外線カメラ> ABA/ABLシリーズ <画像処理ライブラリ> AZPシリーズ <各種ドライバ&ライブラリ> SDKシリーズ
(自 社 製 品) 〔計 測 通 信 機 器〕	計測通信機器関連の一つとしては、大容量データの転送時間設計を可能にし、装置間・モジュール間の高速データ転送システム構築を容易にした、超高速シリアル通信モジュール群（GiGA series）を提供しております。 標準規格化されたPC向けシリアル転送インターフェースであるPCI ExpressのBridge IP をFPGAで提供しております。	<GiGA series> APCシリーズ APMシリーズ APXシリーズ <各種FPGA IP> PCI Express Bridge IP 高速シリアル IP 高速メモリ IP 各種画像処理 IP

区 分	概 要	製 品
(自 社 製 品) 〔自 社 製 品 関 連 商 品〕	組込みモジュール、画像処理モジュール、計測通信機器の各事業の関連ソフトウェアおよび各事業でシステムの一部として販売される商品類で構成されております。	<関連システム販売> 各種産業用カメラ <開発パッケージ> <各種ライセンス> ITRON・Tornado Linux・VxWorks <関連ソフトウェア> 画像処理ソフト ドライバ・ライブラリ <各種周辺機器> アクセサリパーツ 特注商品

(8) 主要な営業所および工場

名 称	所 在 地
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 本 社 ・ 町 田 事 業 所	東 京 都 町 田 市
株 式 会 社 ア バ ー ル デ ー タ 厚 木 事 業 所	神 奈 川 県 厚 木 市

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比較増減
186名	4名増

(注) 従業員数に臨時社員は含みません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	4,450千円

(注) 本借入は、2017年10月に「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」において、アバーグループ社員専用信託口が当社株式を購入する目的で借入れを行ったものであります。

2. 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 23,500,000株

(2) 発行済株式の総数 7,417,842株

(3) 株主数 3,697名

(4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持株比率
	株	%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	833,200	13.56
株 式 会 社 ニ コ ン	646,700	10.53
佐 々 木 嘉 樹	210,000	3.41
嶋 村 清	193,600	3.15
ア バ ー ル グ ル ー プ 社 員 持 株 会	177,826	2.89
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC SECURITIES/UCITS ASSETS	156,000	2.54
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS-MARGIN (CASHPB)	153,000	2.49
株 式 会 社 日 本 マ イ ク ロ ニ ク ス	119,600	1.94
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 (信 託 口)	116,600	1.89
レ ー ザ ー テ ッ ク 株 式 会 社	109,500	1.78

(注) 持株比率は、自己株式（1,277,311株）を控除して計算しております。なお、「アバールグループ社員持株会専用信託口」が保有する当社株式 9,900株は当該自己株式に含めておりません。

(5) 当事業年度中に業務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

	株式数	交付対象者数
取締役（監査等委員を除く）	3,200株	4名
取締役（監査等委員）	500株	1名
社外取締役（監査等委員）	200株	2名

3. 新株予約権等に関する事項

- (1) 当事業年度末日における当社役員が有する新株予約権等の状況
該当する事項はありません。
- (2) 当事業年度中に子会社の取締役および当社並びに子会社の従業員に交付した新株予約権等の状況
該当する事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当する事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等（2021年3月31日現在）

氏 名	地 位 お よ び 担 当	重要な兼職の状況
菊 地 豊	代 表 取 締 役 社 長	
広 光 勲	代 表 取 締 役 (営 業 部 ゼ ネ ラ ル マ ネ ジ ャ ー)	東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 取締役
岩 本 直 樹	取 締 役 (第 二 開 発 部 ゼ ネ ラ ル マ ネ ジ ャ ー)	
熊 澤 陽 一	取 締 役 (管 理 本 部 経 営 戦 略 室 室 長)	
大 塚 忠 彦	取 締 役 (常 勤 監 査 等 委 員)	
金 子 健 紀	取 締 役 (監 査 等 委 員)	金子公認会計士事務所 所長
金 澤 健 一	取 締 役 (監 査 等 委 員)	

- (注) 1. 取締役 金子 健紀、金澤 健一の両氏は、社外取締役であります。
2. 効率的な監査等委員会運営のため、常勤の監査等委員を選定しております。
3. 取締役 金子 健紀氏は、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ております。
4. 監査等委員 金子 健紀氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、取締役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。

当社役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役および監査等委員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は以下の決定方針を取締役会で決議しております。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては、各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び株式報酬により構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて、他社水準、社員とのバランス及び当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針（報酬を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給する。

非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、役位、基本報酬、当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案し、毎年、一定の時期に支給する。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、取締役会が社外取締役の意見を尊重し、種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。

なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬（役員賞与）：非金銭報酬（譲渡制限付株式）＝5：4：1とする。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役社長がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視するものとする。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議する。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2017年6月23日開催の第58期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）が年額2億円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）、監査等委員である取締役が年額5,000万円以内と決議いただいております。また、この報酬限度額とは別枠で、2019年6月21日開催の第60期定時株主総会において、取締役（監査等委員である取締役を除く。）への譲渡制限付株式報酬限度額として、年額40百万円以内、監査等委員である取締役が年額10百万円以内と決議いただいております。

なお、第58期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は4名、監査等委員（社外取締役を除く。）は1名、監査等委員である社外取締役は2名、第60期定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員及び社外取締役を除く。）の員数は3名、監査等委員（社外取締役を除く。）は1名、監査等委員である社外取締役は2名です。

③ 取締役の個人別報酬等決定に係る委任に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議に基づき代表取締役社長である菊地豊がその具体的内容について委任を受けるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた役員賞与の評価配分とする事と決定しております。これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当部門の評価を行うには代表取締役が最も適しているからであります。取締役会は、当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう監視を行っており、当該手続きを経て取締役の個人別報酬額が決定されることから、取締役会はその内容が決定方針に沿うものと判断しております。

なお、株式報酬は、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決議して決定しております。

④ 取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる役員 の員数(名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (監査等委員を除く)	123,778	60,707	52,500	10,571	4
(うち社外取締役)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
取締役 (監査等委員)	28,395	14,369	11,700	2,325	3
(うち社外取締役)	(9,256)	(4,680)	(3,900)	(676)	(2)
合 計	152,174	75,077	64,200	12,896	7

⑤ 業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため、各事業年度の当期純利益の目標値に対する達成度合いに応じて算出する現金報酬とし、毎年、一定の時期に役員賞与として支給しております。

なお、当期純利益は1,358,178千円となります。

⑥ 非金銭報酬等の内容

当社の企業価値の持続的向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主との一層の価値共有を進めることを目的として、株式報酬を交付しております。

当該株式報酬の内容およびその交付状況は、2.株式に関する事項に記載のとおりです。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) 金子 健紀氏は、金子公認会計士事務所所長を兼務しております。なお、当社と金子公認会計士事務所との間に特別な関係はありません。

② 他の法人等の社外役員の重要な兼職の状況

該当する事項はありません。

③ 当事業年度における主な活動状況

氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役（監査等委員）金子 健紀	第62期の出席状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） 内1回電話会議システム、2回W E B会議システムで出席 ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 内1回電話会議システム、2回W E B会議システムで出席 公認会計士としての豊富な財務および会計に関する知見に基づき発言を行っております。
取締役（監査等委員）金澤 健一	第62期出席の状況 ・取締役会14回開催中14回出席（出席率：100%） 内1回電話会議システム、2回W E B会議システムで出席 ・監査等委員会14回開催中14回出席（出席率：100%） 内1回電話会議システム、2回W E B会議システムで出席 他社における豊富な経験・知見からの発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|----------------------------|----------|
| ① 当事業年度に係る会計監査人としての報酬等 | 26,000千円 |
| ② 当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 34,000千円 |

- (注) 1. 会計監査人の監査報酬等について監査等委員会が同意した理由は、会計監査人より提出された監査計画の内容、職務遂行状況、監査報酬の見積り算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず実質的にも区分できないため、①の金額にはこれらの合計額で記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である、企業会計基準第29号「収益認識に関する会計基準」の適用による会計方針の検討に関する助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が適格性または独立性を欠き、適正な監査を遂行することが困難と認められるに至った場合には、株主総会へ提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は当該決定に基づき当該議案を株主総会の目的といたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号の定める項目に該当すると認められた場合は、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨およびその理由を報告いたします。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① コンプライアンス体制の基礎として、「アバーグループ行動憲章・行動規範」を定めており、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制としての内部通報制度の整備・充実に努める。
- ② 担当取締役は、担当部署の関連業務規程・マニュアル等の実施状況を管理・監督し、使用人に対して時宜に応じた適切な研修体制を整備する。
- ③ 重要な意思決定を行う際は、多面的な検討を経て慎重に決定するために取締役等で構成される経営会議を組織し審議する。
- ④ 内部統制の実施状況を検証するために、社長直属の内部監査室を組織し、「内部監査規程」に基づき、内部監査を行い、その結果を社長に報告する。
- ⑤ 市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的として、「アバーグループ行動憲章・行動規範」において反社会的な個人・団体との関係の禁止を明文化しており、これらの周知徹底を図るとともに、反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と密接に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ① 職務の執行に係る文章その他情報については、当社の社内規程に従い適切に保管及び管理（廃棄含む）を実施し、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直しを行う。
- ② 職務の執行に係る文章その他情報について、業務執行取締役ならびに監査等委員である取締役が直ちに検索・閲覧可能な体制の整備・充実に努める。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① コンプライアンス、環境保全、災害、品質等にかかるリスクについては、それぞれの対応部署にて必要に応じ、規則・ガイドラインの制定、研修の実施、規程・マニュアルの作成・検索・閲覧可能な体制を整備し損失防止の管理体制を強化する。
- ② 使用人の法令・定款等に違反する行為に関して内部通報制度の整備・充実に努める。
- ③ 新たに生じたリスクへの対応のために、必要な場合は社長から全社に示達するとともに速やかに対応責任者となる担当取締役を定める。
- ④ リスクが現実化し、重大な損害の発生が予測される場合には、担当取締役は速やかに取締役会に報告する。
- ⑤ 企業活動の継続性（Business Continuity Plan）の観点から、大規模災害時における全社的な対応を検討する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

- ① 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務の執行状況を監督する。
- ② 取締役会において、各業務の担当取締役を任命し、定期的（月次）に取締役会で各業務状況を報告する。
- ③ 取締役等で構成される経営会議を定期的（月次）に開催し、多面的に経営課題の検討・協議を行う。
- ④ 代表取締役社長の指示のもと、每期首において取締役会の承認を得た、中期経営計画を策定し、職務執行の指針とする。

(5) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社グループにおける業務の適正を確保するため、本基本方針はグループ全体に適用する。
- ② 当社は「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。
- ③ 当社グループは、財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、法令等に従って信頼性のある財務報告を作成するための体制を構築・運用する。
- ④ 当社グループの財務報告の適正性を確保するため、業務プロセスにおける内部統制が適正に運用されていることを内部監査室が監査し、必要に応じて改善を行う。

- (6) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における使用人に関する事項及び当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項並びに当該使用人に対する監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項
- ① 監査等委員会が職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査等委員会と十分協議のうえ、必要な人員を配置するものとする。
 - ② 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の人事については、監査等委員会の同意を必要とする。
 - ③ 監査等委員の職務を補助すべき使用人は、当社の業務執行にかかる役職を兼務しない。
- (7) 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等が監査等委員会に報告するための体制
- ① 取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等は、監査等委員会の定めるところに従い、監査等委員会の要請に応じて必要な報告をすることとする。
 - ② 前項の報告事項として、主なものは次のとおりとする。
 - ・ 当社の内部統制システム構築に関わる部門の活動状況
 - ・ 子会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
 - ・ 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
 - ・ 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
 - ・ 内部通報制度の運用状況及び通報の内容
 - ・ リスクの実現化により重大な被害が予想される場合のその状況
- (8) 監査等委員会に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。また、当社グループの内部通報制度においても、相談または通報を行ったことを理由として不利な取扱いを受けないものとする。
- (9) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針
- 監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(10) 監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査体制と内部統制システムの体制との調整を図り、監査等委員会監査に必要な情報が検索・閲覧可能な体制及び報告される体制を構築する。さらに会計監査人ならびに内部監査室と連携して監査の実効性を確保する。
- ② 必要な場合には、専門家（弁護士・公認会計士・税理士・コンサルタント等）との意思疎通を図れる体制を確保する。

(11) 財務報告の信頼性を確保するための体制

適正な会計処理に基づく信頼性のある財務報告を行うため、金融商品取引法に定める「財務報告に係る内部統制」について適切な体制を整備・維持し、常に適正な財務報告を行う。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況

上記業務の適正を確保するための体制の運用状況については、監査等委員は取締役会および経営会議等重要な会議に出席するとともに、業務執行に係る重要な決裁書類を閲覧し、必要に応じて取締役および使用人等に、その説明を求め執行状況を確認しております。

また、取締役、会計監査人および内部監査室等との定期的な情報交換等を通じ、取締役の業務執行、内部統制の整備並びに運用状況を確認しております。

代表取締役社長直属の内部監査室は、監査計画を定め監査計画に基づき、業務監査を行い、業務の有効性、効率性についてモニタリングを行い、内部監査結果を代表取締役社長へ報告を行っております。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも考慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。そして将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、配当性向35%を基本に株主の皆様への成果配分を行ってまいります。

貸 借 対 照 表

(2021年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	10,362,936	流 動 負 債	2,245,375
現 金 及 び 預 金	6,644,487	支 払 手 形	688,069
受 取 手 形	109,549	買 掛 金	589,707
売 掛 金	1,248,843	1年内返済予定の長期借入金	4,450
電 子 記 録 債 権	527,263	未 払 金	33,387
商 品 及 び 製 品	437,301	未 払 費 用	68,292
仕 掛 品	342,185	未 払 法 人 税 等	350,048
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	1,004,972	未 払 消 費 税 等	118,005
前 渡 金	1,600	預 り 金	23,136
前 払 費 用	21,797	前 受 金	11,785
未 収 入 金	24,571	賞 与 引 当 金	294,292
そ の 他	363	役 員 賞 与 引 当 金	64,200
固 定 資 産	9,864,278	固 定 負 債	2,045,683
有 形 固 定 資 産	1,817,077	繰 延 税 金 負 債	2,043,453
建 築 物	523,015	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	2,230
構 築 物	665	負 債 合 計	4,291,058
機 械 及 び 装 置	160,566	純 資 産 の 部	
工 具、器 具 及 び 備 品	22,932	株 主 資 本	10,930,765
土 地	1,109,898	資 本 金	2,354,094
無 形 固 定 資 産	27,296	資 本 剰 余 金	2,511,022
ソ フ ト ウ ェ ア	23,808	資 本 準 備 金	2,444,942
電 話 加 入 権	3,487	そ の 他 資 本 剰 余 金	66,079
投 資 そ の 他 の 資 産	8,019,904	利 益 剰 余 金	7,002,421
投 資 有 価 証 券	7,997,709	利 益 準 備 金	86,674
関 係 会 社 株 式	0	そ の 他 利 益 剰 余 金	6,915,747
出 資 金	160	繰 越 利 益 剰 余 金	6,915,747
従 業 員 対 する 長 期 貸 付 金	280	自 己 株 式	△936,773
長 期 前 払 費 用	3,056	評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,005,390
前 払 年 金 費 用	9,093	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,005,390
会 員 権	8,472	純 資 産 合 計	15,936,155
そ の 他	1,134	負 債 ・ 純 資 産 合 計	20,227,214
資 産 合 計	20,227,214		

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	8,537,004
売上原価	5,299,034
売上総利益	3,237,970
販売費及び一般管理費	1,478,675
営業利益	1,759,294
営業外収益	
受取利息	194
受取配当金	63,139
損害賠償収入	9,000
受取賃貸料	307
助成金収入	1,182
為替差益	8
その他の	2,907
営業外費用	
支払手数料	73
経常利益	1,835,961
特別利益	
投資有価証券売却益	6,500
特別損失	
固定資産除却損	0
税引前当期純利益	1,842,461
法人税、住民税及び事業税	513,898
法人税等調整額	△29,615
当期純利益	1,358,178

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自 2020年 4 月 1 日)
(至 2021年 3 月31日)

(単位：千円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	その他資本剰余金	利益準備金	そ の 他 利益剰余金		
					繰 越 利益剰余金		
2020年4月1日残高	2,354,094	2,444,942	55,777	86,674	5,962,707	△951,432	9,952,763
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当					△405,138		△405,138
当 期 純 利 益					1,358,178		1,358,178
自 己 株 式 の 取 得						△226	△226
自 己 株 式 の 処 分			10,302			14,885	25,187
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）							
事業年度中の変動額合計	－	－	10,302	－	953,040	14,659	978,001
2021年3月31日残高	2,354,094	2,444,942	66,079	86,674	6,915,747	△936,773	10,930,765

	評価・換算差額等	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評 価 差 額 金	
2020年 4 月 1 日 残 高	2,035,619	11,988,383
事 業 年 度 中 の 変 動 額		
剰 余 金 の 配 当		△405,138
当 期 純 利 益		1,358,178
自 己 株 式 の 取 得		△226
自 己 株 式 の 処 分		25,187
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額（純額）	2,969,770	2,969,770
事業年度中の変動額合計	2,969,770	3,947,771
2021年 3 月 31 日 残 高	5,005,390	15,936,155

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 関連会社株式

移動平均法による原価法

(2) その他有価証券

① 時価のあるもの：期末日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法によって処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。)

② 時価のないもの：移動平均法による原価法

2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

① 商品及び製品……………先入先出法

② 原材料……………月次総平均法

③ 仕掛品……………個別法

④ 貯蔵品……………最終仕入原価法

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15～38年

機械及び装置 8年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

自社利用のソフトウェア 5年

4. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率等により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員（使用人兼務役員の使用人部分を含む）賞与の支給に充てるため、支給見込額を基準として算定計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員賞与の支給に備えて、当事業年度における支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

なお、年金資産の額が退職給付債務を上回っており、投資その他の資産に「前払年金費用」を計上しております。

(5) 役員退職慰労引当金

2006年6月開催の株主総会において役員退職慰労金制度の廃止に伴う打切り支給を決議し、これまでの在任期間に応じた役員退職慰労金については、取締役の退任時において支給することといたしました。このため、当該決議時点までに発生している支給予定額を計上しております。

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更に関する注記)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る計算書類から適用し、計算書類に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

(会計上の見積りに関する注記)

受託開発に係る仕掛品の評価

1. 当事業年度の計算書類に計上した額

仕掛品残高 111,027千円

2. 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

受託開発に係る仕掛品の評価は「2. たな卸資産の評価基準及び評価方法」に記載する方法によっておりますが、その前提となる販売価額と総原価には見積りの要素を含んでおります。これらの見積りに用いた仮定に見直しが必要になった場合、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権	69,327千円
--------	----------

短期金銭債務	450千円
--------	-------

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,297,907千円
-------------------	-------------

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

売上高	138,202千円
-----	-----------

仕入高	200千円
-----	-------

販売費及び一般管理費	5,979千円
------------	---------

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数に関する事項

普通株式

7,417,842株

2. 当事業年度末日における自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当事業年度増加 株式数 (株)	当事業年度減少 株式数 (株)	当事業年度末 株式数 (株)
普通株式	1,297,337	74	10,200	1,287,211

(変動事由の概要)

増加株式数の内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加が 74株であります。

減少株式数の内訳は、次のとおりであります。

減少株式数のうち 6,300株は、「アバーングループ社員持株会専用信託口」(以下「信託口」) から「アバーングループ社員持株会」への譲渡による減少であります。

また、減少株式数 3,900株は、譲渡制限付株式報酬としての処分による減少であります。

なお、(追加情報)に記載のとおり、信託口が所有する当社株式を自己株式として処理しており、株主資本等変動計算書の「自己株式」に含めて表示しております。信託口が所有する当社株式(自己株式)数は、当事業年度期首において 16,200株、当事業年度末現在において 9,900株であります。

3. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2020年6月23日 定 時 株 主 総 会	普通株式	220,921	36.00	2020年3月31日	2020年6月24日
2020年11月12日 取 締 役 会	普通株式	184,216	30.00	2020年9月30日	2020年12月8日

(注) 基準日が2020年3月31日の「配当金の総額」には、「アバーングループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(自己株式)に対する配当金 583千円を含んでおります。また、基準日が2020年9月30日の「配当金の総額」には、387千円を含んでおります。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2021年6月24日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

なお、配当原資については利益剰余金とすることを予定しております。

決 議	株式の種類	配 当 金 の 総 額 (千円)	1 株 当 た り 配 当 額 (円)	基 準 日	効力発生日
2021年6月24日 定 時 株 主 総 会	普通株式	294,745	48.00	2021年3月31日	2021年6月25日

(注) 基準日が2021年3月31日の「配当金の総額」には、「アバーングループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(自己株式)に対する配当金 475千円を含んでおります。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生的主要原因別の内訳

(単位：千円)

(繰延税金資産)	
棚卸資産評価損	18,904
賞与引当金	90,059
未払事業税	25,524
預り金	4,450
役員退職慰労引当金	682
投資有価証券評価損	27,196
関係会社株式評価損	1,425
土地	47,402
その他	35,683
繰延税金資産小計	251,329
評価性引当額（注）	△89,114
繰延税金資産合計	162,215
(繰延税金負債)	
前払年金費用	2,782
その他の有価証券評価差額金	2,202,886
繰延税金負債合計	2,205,669
繰延税金負債純額	2,043,453

(注) 当事業年度の期首より、評価性引当額が 3,005千円増加しております。これは主に、預り金に係る評価性引当額を計上したことに伴うものであります。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった項目別の内訳

(単位：%)

法定実効税率	30.6
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.0
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.3
役員賞与損金不算入額	1.1
住民税均等割	0.3
税額控除	△4.7
評価性引当額	0.0
その他	△0.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	26.3

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

金融商品に対する取組方針は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために将来的に利用する場合がありますが、現時点ではデリバティブは全く行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、電子記録債権は顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。

長期借入金は、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン」において、アバーグループ社員持株会専用信託口が当社株式を購入する目的で借り入れたものであります。当該借入金は変動金利であるため、金利の変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程に従い、営業債権について、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行う体制としております。主要な取引先の信用状況を定期的に把握し財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク(支払期日に支払いを実行できなくなるリスク)の管理

当社は、各部門からの報告に基づき、財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し、手許流動性の検証・維持等により流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算出された価額が含まれております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)を参照ください。）。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	6,644,487	6,644,487	—
(2) 受取手形	109,549	109,549	—
(3) 売掛金	1,248,843	1,248,843	—
(4) 電子記録債権	527,263	527,263	—
(5) 投資有価証券			
その他有価証券	7,913,060	7,913,060	—
(6) 未収入金	24,571	24,571	—
資産計	16,467,775	16,467,775	—
(1) 支払手形	688,069	688,069	—
(2) 買掛金	589,707	589,707	—
(3) 未払金	33,387	33,387	—
(4) 未払費用	68,292	68,292	—
(5) 未払法人税等	350,048	350,048	—
(6) 未払消費税等	118,005	118,005	—
(7) 預り金	23,136	23,136	—
(8) 長期借入金	4,450	4,450	—
負債計	1,875,097	1,875,097	—

(※) 長期借入金には1年内返済予定の長期借入金を含めております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形、(3) 売掛金、(4) 電子記録債権

受取手形、売掛金、電子記録債権はすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(6) 未収入金

未収入金は、すべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

負 債

(1) 支払手形、(2) 買掛金、(3) 未払金、(4) 未払費用、(5) 未払法人税等、(6) 未払消費税等、(7) 預り金

これらはすべて短期で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(8) 長期借入金

長期借入金は、変動金利によるものであり短期間で市場金利を反映し、また、当社の信用状態は借入実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当社帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区分	貸借対照表計上金額
非上場株式	84,648

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(5) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超5年以内
現金及び預金	6,644,487	—
受取手形	109,549	—
売掛金	1,248,843	—
電子記録債権	527,263	—
未収入金	24,571	—
その他有価証券のうち満期があるもの（公債）	—	99,981
合計	8,554,715	99,981

(注4) 長期借入金の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内
長期借入金	4,450

(持分法損益等に関する注記)

(単位：千円)

関連会社に対する投資の金額	0
持分法を適用した場合の投資の金額	5,641
持分法を適用した場合の投資利益の金額	6,181

(関連当事者との取引に関する注記)

主要株主等

種 類	会社等の名称	所在地	資本金 または 出資金 (百万円)	事業の内容	議 決 権 等 の 所有 (被所有) 割 合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内 容	取引金額 (千円)	科 目	期末残高 (千円)
法人主 要株主	株式会社 ニコン	東 京 都 区 港 区	65,475	精密、光学 機 器 の 製 造、販売	(所有) 直接 0.0 (被所有) 直接 10.5	当社製品の 販売	電子機器 の販売	897,574	売掛金	92,575
									電子記 録債権	272,997

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注 1) 電子機器の販売については、総原価を勘案して見積価格を提示し、製品ごとに価格交渉の上決定しております。

(注 2) 上記金額のうち、取引金額には消費税等を含めず、期末残高には消費税等を含めて表示しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1 株当たり純資産額 2,599円43銭
- 1 株当たり当期純利益 221円69銭

(注) 1 株当たり情報の算定上の基礎となる株式数の算定にあたっては、(追加情報)の(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)に記載のとおり、「アバーグループ社員持株会専用信託口」が所有する当社株式(当事業年度末 9,900株)については、計算書類において自己株式として会計処理していることから、当該株式を控除して算出しております。

(追加情報)

(信託型従業員持株インセンティブ・プランの会計処理について)

① 取引の概要

当社は、2017年9月21日開催の取締役会において、当社従業員に対する当社の中長期的な企業価値向上へのインセンティブ付与、福利厚生の拡充、及び株主としての資本参加による従業員の勤労意欲高揚を通じた当社の恒常的な発展を促すことを目的として、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)の導入を決議いたしました。

本プランでは、当社が信託銀行に「アバーグループ社員持株会専用信託口」(以下「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、本プランを導入後4年間にわたり「アバーグループ社員持株会」(以下「本持株会」といいます。)が取得すると見込まれる規模の当社株式 42,200株を予め取得いたします。その後、従持信託から本持株会に対して毎月当社の株式を売却いたします。なお、従持信託は当社株式を取得するための資金確保のため、当社保証の銀行借入を行っております。

信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額等が累積した場合には、当該株式売却益相当額等が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積した場合には、当該株式売却損相当の借入金残高について、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約書に基づき、当社が弁済することとなります。

なお、当社は、2011年5月に本制度を導入しましたが、本制度が2017年6月に終了したことから再導入するものであります。

② 会計処理

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第30号 2015年3月26日)を適用しております。

③ 信託が保有する自社の株式に関する事項

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度末 18,988千円、9,900株(当事業年度期首 31,071千円、16,200株)であります。

④ 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当事業年度末 4,450千円(当事業年度期首 26,360千円)であります。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年5月24日

株式会社アバールデータ
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 石川 喜裕 ㊞
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 元 ㊞
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社アバールデータの2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。各監査等委員全員の一致した意見により、本監査報告書を作成し、その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査方針、監査計画等に従い、内部監査部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記）並びにその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項はありません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月25日

株式会社アバールデータ監査等委員会

常勤監査等委員 大塚 忠彦 ㊟

監査等委員 金子 健紀 ㊟

監査等委員 金澤 健一 ㊟

(注) 監査等委員金子健紀氏及び金澤健一氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は株主の皆様に対する利益還元を経営の最重要施策の一つと考え、安定的な配当にも配慮しつつ、各期の業績に応じた利益の配分を基本方針としております。

当期の期末配当につきましては、将来の企業価値向上に向けた事業投資に伴う中長期的な資金需要や財務状況の見通しなどを総合的に勘案し、以下のとおり1株につき48円（前期に比べ通期で14円増配）といたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項およびその額

当社普通株式1株につき金48円 総額294,745,488円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年6月25日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（4名）は任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
1	きく ち ゆたか 菊 地 豊 (1960年7月30日生)	1983年 3 月 当社入社 1999年 3 月 当社技術部第一グループマネジャー 2003年 4 月 当社製造技術部ゼネラルマネジャー 2005年 4 月 当社製造部ゼネラルマネジャー 2007年 6 月 当社取締役製造部ゼネラルマネジャー 2013年 6 月 当社常務取締役製造部ゼネラルマネジ ャー 2014年 7 月 当社常務取締役生産管理部ゼネラルマ ネジャー 2015年 7 月 当社常務取締役生産統括担当 2016年 4 月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本 部長、財務担当 2017年 7 月 当社常務取締役生産統括担当兼管理本 部長、財務担当、生産管理部ゼネラル マネジャー 2019年 6 月 当社代表取締役社長 (現在に至る)	42,200株
【取締役候補者とした理由】 代表取締役社長に就任以降、当社の経営方針および事業戦略の策定とその実現に向けて強いリ ーダーシップを発揮し、当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な 成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監 督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
2	ひろ みつ いさお 広 光 勲 (1959年2月14日生)	1984年 3 月 株式会社トーヨーデータ入社 1999年 3 月 当社技術部ソフトグループマネジャー 2003年 4 月 当社ソフトウェア開発部ゼネラルマネ ジャー 2005年 6 月 当社取締役ソフトウェア開発部ゼネラ ルマネジャー 2009年 7 月 当社取締役技術部ゼネラルマネジャー 2011年 4 月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジ ャー 2011年 6 月 当社常務取締役第一開発部ゼネラルマ ネジャー 2013年 6 月 当社代表取締役社長 2019年 6 月 当社代表取締役営業部ゼネラルマネジ ャー (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京エレクトロン デバイス長崎株式会社 取締役	42,400株
【取締役候補者とした理由】 当社において、経営方針および事業戦略の策定とその実現に向けて強いリーダーシップを発揮するとともに、現在は営業部門を統括しております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
3	いわもと なお き 岩 本 直 樹 (1974年5月3日生)	1996年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社第一開発部2グループマネジャー 2013年 7 月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー 2017年 4 月 当社第一開発部ゼネラルマネジャー兼 第二開発部ゼネラルマネジャー 2017年 6 月 当社取締役第一開発部ゼネラルマネジ ャー兼第二開発部ゼネラルマネジャー 2018年 7 月 当社取締役第二開発部ゼネラルマネジャ ー (現在に至る)	6,921株
	【取締役候補者とした理由】 当社において、一貫して当社コア技術の確立と製品開発に携わり、開発部門の責任者として当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における製品開発戦略の立案と実行を行うとともに、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。		
4	くま ざわ よう いち 熊 澤 陽 一 (1965年2月22日生)	1990年 2 月 当社入社 2007年 4 月 当社営業部1グループマネージャー 2015年 7 月 当社生産管理部ゼネラルマネジャー 2017年 7 月 当社管理本部経営戦略室室長 2020年 6 月 当社取締役管理本部経営戦略室室長 (現在に至る)	4,800株
	【取締役候補者とした理由】 当社において、営業部門および生産管理部門全般に関わる豊富な実務経験を有するとともに、管理本部経営戦略室室長として当社の成長に重要な役割を果たしております。今後も当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に向けて、当社における経営戦略の立案と実行を行うとともに、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き取締役候補者としました。		

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」といいます。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合には、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本総会終結の時をもって監査等委員である取締役全員（3名）は任期満了となりますので、監査体制の強化を図るため1名増員し、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
1	おお つか ただ ひこ 大 塚 忠 彦 (1961年3月27日生)	1986年11月 当社入社 2005年4月 当社生産管理部ゼネラルマネジャー 2014年6月 当社常勤監査役 2017年6月 当社取締役 常勤監査等委員 (現在に至る)	12,800株
	【監査等委員である取締役候補者とした理由】 当社において、生産管理部門全般における豊富な実務経験に加え、当社常勤監査役および常勤監査等委員である取締役として積み重ねた経験・知見から、監査等委員として業務執行の監督等に十分な役割を果たすことができると判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。		
2	かね こ たけ のり 金 子 健 紀 (1964年11月9日生)	1992年6月 公認会計士荒井会計事務所勤務 1998年6月 当社監査役 1999年5月 金子公認会計士事務所開設 所長 2017年6月 当社取締役 監査等委員 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 金子公認会計士事務所 所長	8,900株
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 公認会計士としての財務および会計に関する相当程度の知見を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、引き続き監査等委員である取締役候補者としてしました。なお、同氏の監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の総数
3	※ はし づめ のり お 橋 爪 規 夫 (1952年12月4日生)	1975年 4 月 日本光学工業株式会社入社 (現 株式会社ニコン) 2009年 6 月 同社取締役兼執行役員経理部ゼネラル マネジャー 2010年 6 月 同社取締役兼常務執行役員財務・経理 本部長 2015年 6 月 同社常勤監査役 2016年 6 月 同社取締役常勤監査等委員 2019年 6 月 株式会社NSD社外監査役 (現在に至る)	—
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 株式会社ニコンにおける経営者や監査等委員としての豊富な経験や高い見識と、他社における 社外監査役としての経験を有しており、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮 していただけるものと判断し、監査等委員である取締役候補者となりました。		
4	※ いし づか よう こ 石 塚 陽 子 (1967年3月9日生)	1989年 4 月 モルガン銀行東京支店入社 1991年 7 月 J P モルガン証券株式会社東京支店 2000年 9 月 シグニファイジャパン株式会社入社 2010年12月 弁護士登録 2016年 4 月 石塚・小平法律事務所設立 (現在に至る)	—
	【監査等委員である社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要】 石塚・小平法律事務所の共同代表として、弁護士としての豊富な知識と経験を有しているほ か、外資系企業における国際経験も豊富なことから、会社経営に関与したことはありません が、当社の社外取締役として十分な監査・監督機能を発揮していただけるものと判断し、監査 等委員である取締役候補者となりました。		

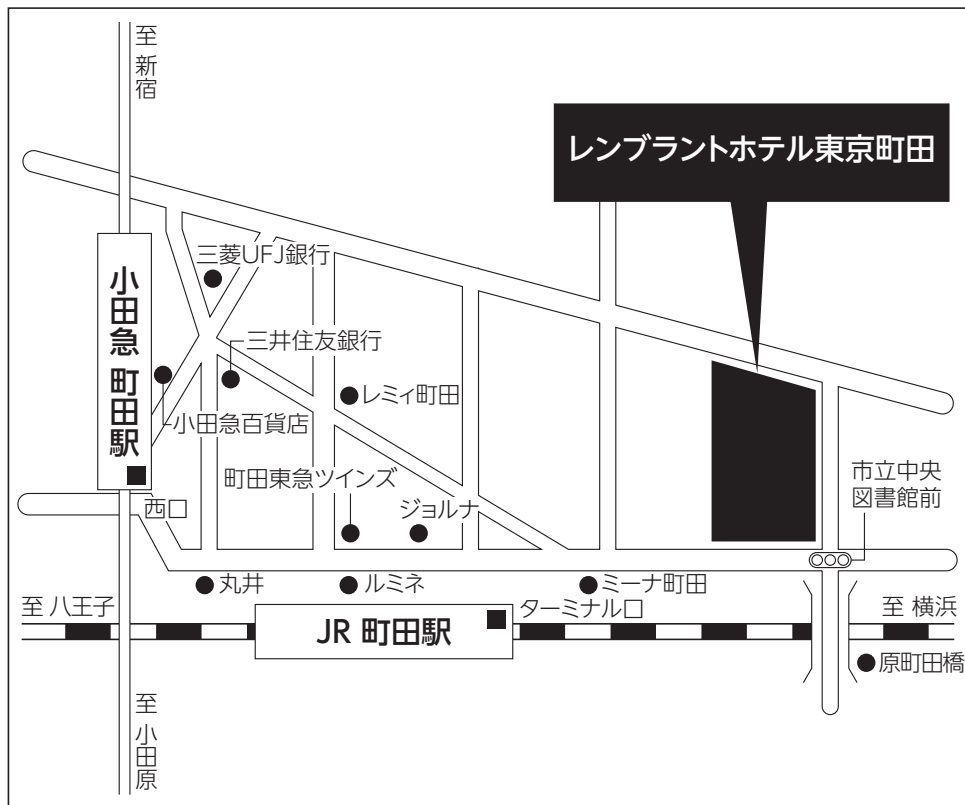
- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 金子 健紀、橋爪 規夫、石塚 陽子の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 当社は、金子 健紀氏を東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出ており、同氏が選任された場合、引き続き独立役員とする予定であります。また、石塚 陽子氏につきましても、東京証券取引所の有価証券上場規程に定める独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として同取引所に届け出る予定であります。

5. 当社は、大塚 忠彦、金子 健紀の両氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。本議案の承認可決を条件として、当社は両氏との間で当該責任限定契約を継続する予定であります。また、当社は橋爪 規夫、石塚 陽子の両氏との間で本議案の承認可決を条件として、当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を締結する予定であります。
6. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定するD&O保険契約を保険会社との間で締結しており、これにより、監査等委員である取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除きます。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査等委員である取締役に選任され就任した場合には、いずれの監査等委員である取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は、1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

以 上

第62期定時株主総会会場ご案内図

- 会 場／東京都町田市原町田三丁目2番9号
レンブラントホテル東京町田 地下1階 珊瑚の間
T E L 042-724-3111 (代)



- 交 通／J R横浜線 町田駅（ターミナル口）より 徒歩2分
小田急線 町田駅（西口）より 徒歩10分
■レンブラントホテル東京町田は、町田市立中央図書館と隣接しております。